

放射線量汚染状況調査（解説）

放射線量汚染状況調査において、区域ごとに一時間当たり0.23マイクロシーベルトの計画策定要件に適合するかどうかを判断するため、区域を500メートル四方の網目に区切り除染関係ガイドライン第1編で示された方法により測定を行いました。

測定点数：609測定点

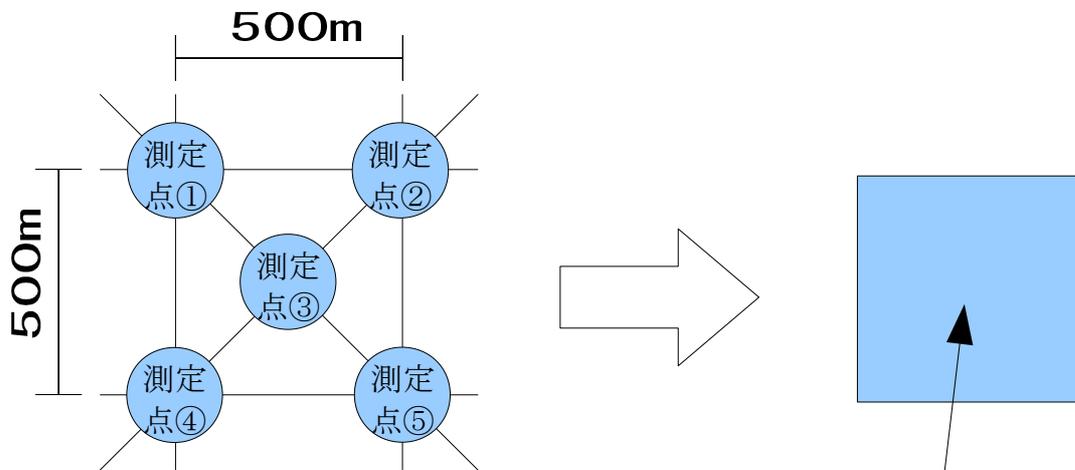
マス数：302マス

測定機器：日立アロカメディカル(株)社製

TCS-172B エネルギー補償形γ(ガンマ)線用

測定高さ：地上より1mの高さ

測定方法：市内を500メートル四方の網目に区切り四隅と中央の5点で測定を行い、マスの平均放射線量率とします。



$$(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div 5 = \text{マスの平均放射線量率}$$

※ 区域の平均的な放射線量率を把握することが目的なので、樹木の下や側溝など局所的に放射線量率が高い可能性のある地点は測定点としていません。